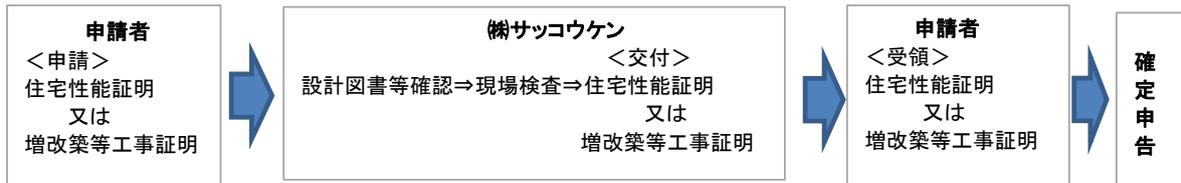


「住宅性能証明」及び「増改築等工事証明」業務のご案内

【業務内容】住宅性能証明及び増改築等工事証明業務
 【業務区域】北海道全域【業務開始日】平成27年5月12日～
 【業務の流れ】



㈱サッコウケンがおこなう確認内容及び申請に必要な図書(省エネルギー性を満たす住宅)

証明書種別	建物種別	㈱サッコウケンが確認する内容			申請に必要な図書(※1)		
		基準	基準設計図書等での確認	現場検査及びタイミング			
住宅性能証明書	住宅の新築	断熱性能等級4同等程度	設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策の基準との照合	目視、計測等により設計図書どりの確認	断熱材施工完了時及び竣工時	■申請書類 ① ■設計図書等 ①～⑤	
	新築住宅の取得		設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策の基準との照合	小屋裏点検口、スイッチ、コンセント等から断熱材の設置を確認	竣工後	■申請書類 ① ■設計図書等 ①～⑤	
	既存住宅(中古)の取得	下記以外	断熱性能等級4同等程度	設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策の基準との照合	小屋裏点検口、スイッチ、コンセント等から断熱材の設置を確認	現況	■申請書類 ① ■設計図書等 ①～⑤
		新築時の建設住宅性能評価書又はフラット35S適合証明書の取得住宅	断熱性能等級4同等程度	・建設住宅性能評価書の断熱性能等級の評価が等級4であることの確認 又は ・フラット35S適合証明書の適用する基準が断熱性能等級4であることの確認	新築時の建設された状態から変更がないことを確認	■申請書類 ① ■設計図書等 ①～⑤ ■評価書等 ①又は② (※2)	
	住宅の増改築等	(※4)	断熱性能等級4同等程度	改修前と改修後の設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策の基準との照合	目視、計測等により設計図書どりの確認	断熱材施工完了時	■申請書類 ① ■設計図書等 ①～⑤(※3)
増改築等工事証明書第8号工事 ※非課税限度額の500万円加算用	住宅の増改築等	(※4)	断熱性能等級4同等程度	改修前と改修後の設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策の基準との照合	目視、計測等により設計図書どりの確認	断熱材施工完了時	■申請書類 ② ■設計図書等 ①～⑤(※3)
増改築等工事証明書第1号~第7号 ※非課税限度額の500万円加算なし	住宅の増改築等	(※4)	第1号工事～第7号工事(租税特別措置法施行令第26条第23項)	リフォーム工事が、該当する工事の各々の要件を満たしているかを設計図や改修前後の写真等で確認します。		現況	■申請書類 ② ■設計図書等 ①～⑤(※3) 登記事項証明書 写真等

(※1) 申請図書は正副2部をご用意のうえ㈱サッコウケンまでお申込みください

■申請書類 (弊社ホームページからダウンロードができます) ①性能証明申請書、委任状(代理者がいる場合)②増改築等工事証明申請書、委任状(代理者がいる場合) ■設計図書等 ①付近見取図 ②仕上表・仕様書 ③平面図 ④立面図 ⑤断面図又は矩計図躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策の内容が確認できるもの ■評価書等 ①建設住宅性能評価書 ②フラット35S適合証明書 ※上記以外にも必要図書をご提出いただく場合がございます。
--

(※2) 断熱性能等級4の建設住宅性能評価書又は適用する基準が断熱性能等級4であるフラット35S適合証明書及び性能評価又は適合証明をおこなった設計図書

(※3) 増改築等の場合は改修前と改修部位の設計図書が必要となります

(※4)増改築等で非課税限度額の500万円加算を申請する場合に必要な書類(以下)

- ・第1号～第7号の工事のいずれかに該当する場合は、増改築等工事証明書に加え、住宅性能証明書又は既存住宅に係る建設住宅性能評価書、登記事項証明書、工事請負契約書、領収書、工事前後の写真が必要です。
 - ・第8号の工事に該当する場合は、増改築等工事証明書のみ必要となります。
- 第1号:増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替
- 第2号:区分所有する部分の床(主要構造部である床)等の過半について行う修繕又は模様替(第1号工事以外のもの)
- 第3号:居室、調理室、浴室、便所等の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替(第1号及び第2号工事以外のもの)
- 第4号:現行の耐震基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号、第2号及び第3号工事以外のもの)
- 第5号:高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号～第4号工事以外のもの)
- 第6号:エネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕又は模様替(第1号～第5号工事以外のもの)
- 第7号:給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替(当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、第1号～第6号工事以外のもの)
- 第8号:エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号～第7号工事以外のもの)

㈱サッコウケンがおこなう確認内容及び申請に必要な図書(耐震性を満たす住宅)

証明書種別	建物種別		㈱サッコウケンが確認する内容			申請に必要な図書(※1)		
			基準	基準設計図書等での確認	現場検査及びタイミング			
住宅性能証明書	住宅の新築		耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震建築物	設計図書等により計算方法及び耐震性能に関する基準との照合	目視、計測等により設計図書どりの確認	基礎配筋完了時、躯体完了時、(竣工時)	■申請書類 ① ■設計図書等 ①～⑧	
	新築住宅の取得			設計図書等により計算方法及び耐震性能に関する基準との照合	目視、計測等により設計図書どりの確認	竣工後	■申請書類 ① ■設計図書等 ①～⑧	
	既存住宅(中古)の取得	下記以外		設計図書等により計算方法及び耐震性能に関する基準との照合	目視、計測等により設計図書どりの確認	新築時の建設された状態から変更がないことを確認	現況	■申請書類 ① ■設計図書等 ①～⑤
		新築時の建設住宅性能評価書又はフラット35S適合証明書の取得住宅		・建設住宅性能評価書の耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価が等級2以上又は免震建築物であること又は ・フラット35S適合証明書の適用する基準が耐震性であることの確認				■申請書類 ① ■設計図書等 ①～⑧ ■評価書等 ①又は② (※2)
	住宅の増改築等 (※4)				改修に係る設計図書等により計算方法及び耐震性能に関する基準との照合	目視、計測等により設計図書どりの確認	構造躯体の完了時	■申請書類 ① ■設計図書等 ①～⑧(※3)
増改築等工事証明書第8号工事 ※非課税限度額の500万円加算用	住宅の増改築等 (※4)			改修に係る設計図書等により計算方法及び耐震性能に関する基準との照合	目視、計測等により設計図書どりの確認	断熱材施工完了時	■申請書類 ② ■設計図書等 ①～⑧(※3)	
増改築等工事証明書第1号～第7号 ※非課税限度額の500万円加算なし	住宅の増改築等 (※4)		第1号工事～第7号工事(租税特別措置法施行令第26条第23項)	リフォーム工事が、該当する工事の各々の要件を満たしているかを設計図や改修前後の写真等で確認します。		現況	■申請書類 ② ■設計図書等 ①～⑤(※3) 登記事項証明書 写真等	

(※1)申請図書は正副2部をご用意のうえお申込みください

<p>■申請書類 (弊社ホームページからダウンロードができます)</p> <p>①性能証明申請書、委任状(代理者がいる場合)②増改築等工事証明申請書、委任状(代理者がいる場合)</p> <p>■設計図書等</p> <p>①付近見取図 ②仕上表・仕様書 ③平面図 ④立面図 ⑤断面図又は矩計図⑥基礎伏図⑦各階伏図⑧構造計算書</p> <p>■評価書等</p> <p>①建設住宅性能評価書 ②フラット35S適合証明書</p> <p>※上記以外にも必要図書をご提出いただく場合がございます。</p>
--

(※2)耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震建築物である建設住宅性能評価書又は適用する基準が耐震性であるフラット35S適合証明書及び性能評価又は適合証明をおこなった設計図書

(※3)増改築等の場合は改修前と改修部位の設計図書が必要となります

(※4)増改築等で非課税限度額の500万円加算を申請する場合に必要な書類(以下)

<p>・第1号～第7号の工事のいずれかに該当する場合は、増改築等工事証明書に加え、住宅性能証明書又は既存住宅に係る建設住宅性能評価書、登記事項証明書、工事請負契約書、領収書、工事前後の写真が必要です。</p> <p>・第8号の工事に該当する場合は、増改築等工事証明書のみ必要となります。</p> <p>第1号:増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替</p> <p>第2号:区分所有する部分の床(主要構造部である床)等の過半について行う修繕又は模様替(第1号工事以外のもの)</p> <p>第3号:居室、調理室、浴室、便所等の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替(第1号及び第2号工事以外のもの)</p> <p>第4号:現行の耐震基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号、第2号及び第3号工事以外のもの)</p> <p>第5号:高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号～第4号工事以外のもの)</p> <p>第6号:エネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕又は模様替(第1号～第5号工事以外のもの)</p> <p>第7号:給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替(当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、第1号～第6号工事以外のもの)</p> <p>第8号:エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号～第7号工事以外のもの)</p>
